

<報道発表資料>

令和4年9月21日

教職員の懲戒処分について

【処分1】

- 1 処分内容 懲戒処分（免職）
- 2 処分年月日 令和4年9月21日
- 3 職名・年齢・性別 教諭・23歳・男性
- 4 所属名 北部地区・県立高等学校
- 5 発生日 令和4年5月中旬頃から7月中旬頃
- 6 事件・事故の概要

当該職員は、令和4年5月中旬頃から6月下旬頃までの間、勤務校に在籍する女子生徒に対し、校外において、抱きしめる及びキスをする等の行為を行った。

また、令和4年6月上旬から7月中旬までの間、勤務校に在籍する別の女子生徒2名に対し、校外において、肩を抱く等の行為を行った。

- 7 管理監督者に対する措置

管理監督者である校長に対し、同日付で文書注意を行った。

【処分2】

- 1 処分内容 懲戒処分（戒告）
- 2 処分年月日 令和4年9月21日
- 3 職名・年齢・性別 主事・21歳・男性
- 4 所属名 県立朝霞高等学校
- 5 発生日 令和4年4月下旬頃から5月上旬頃
- 6 事件・事故の概要

当該職員は、令和4年4月下旬頃から5月上旬頃、勤務校に在籍する女子生徒2名の生徒身分証明書発行台帳を、自己が所有するスマートフォンで撮影しその画像を保存した。

- 7 管理監督者に対する措置

管理監督者である校長及び事務部長に対し、同日付で口頭注意を行った。

【処分3】

- 1 処 分 内 容 懲戒処分（停職6月）
- 2 処 分 年 月 日 令和4年9月21日
- 3 職名・年齢・性別 助教諭・59歳・男性
- 4 所 属 名 朝霞市立朝霞第四小学校
- 5 発 生 年 月 日 令和4年8月19日
- 6 事件・事故の概要

当該職員は、被害女性に対し、しつこくつきまとったり、令和4年7月10日（日曜日）には、複数回にわたり、LINEでメッセージを送信したりしたため、同日川口警察署から口頭注意、令和4年8月10日（水曜日）には、ストーカー行為等の規制等に関する法律第4条第1項の規定により、警告を受けた。

その後、当該職員は、警察から口頭注意、警告を受けたにも関わらず、令和4年8月19日（金曜日）に同女性に声をかけたため、令和4年8月20日（土曜日）にストーカー行為等の規制等に関する法律違反により逮捕された。

● 問合せ先

【処分1・2】

教育局 県立学校人事課 管理指導担当
吉野【処分1】 堀口【処分2】
直通 048-830-6726 内線 6726
E-mail: a6720@pref.saitama.lg.jp

【処分3】

教育局 小中学校人事課 管理指導担当 長谷部
直通 048-830-6933 内線 6936
E-mail: a6930@pref.saitama.lg.jp